

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
のときは、  
翌日)

目次  
◇公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

## 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

### 鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 運転者の遵守事項（第十条）」を「第三章 運転者の遵守事項（第十条）」を

遵守事項（第十条）

に改める。

者等の義務（第十条の二―第十条の五）」

第五条の見出し中「緊急自動車」を「緊急自動車等」に改め、同条中「令第十三条第一項」の下に「又は第十四条の二第二号」を加える。

第七条第二号中「反射器」の下に、「反射性テープその他の反射物」を加える。

第十条各号列記以外の部分中「第七号」を「第六号」に改め、同条第一号を次のように改める。

### 一 削除

第十条第四号を次のように改める。

四 積雪又は結水のため路面がすべりやすい道路において、自動車（自動二輪車、小型特殊自動車並びに大型特殊自動車のうちカタピラを有する自動車、ロード・ローラ及びアスファルト・フイニツシャを除く。）を運転するときは、当該自動車の全駆動車輪にタイヤチェーンをとりつけるか、又は全車輪にスノータイヤをとりつけること。

第三章の次に次の一章を加える。

### 第三章の二 雇用者等の義務

（安全運転管理者の選任等の届出）

第十条の二 法第七十四条の二第二項の規定による届出は、別記様式第三号の二による届出書二通を提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

（安全運転管理者の要件該当の認定）

第十条の三 施行規則第九条の三第二号の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第三号の三による申請書二通を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは別記様式第三号の四による通知書により、不適当と認めるときは別記様式第三号の五による通知書により申請者に通知しな

ければならない。

(安全運転管理者の解任命令)

第十条の四 法第七十四条の二第三項の規定による命令は、別記様式第三号の六による命令書により行なうものとする。

(監督行政庁に対する通知)

第十条の五 法第七十五条第五項の規定による通知は、別記様式第三号の七による通知書により行なうものとする。

第十四条中「法第九十一条第二項及び第二百二条第三項」を「法第九十一条又は第一百一条第二項後段（法第一百一条の二第三項、第二百二条第三項又は第一百七条の四第三項において準用する場合を含む。）」に改める。  
第十五条を次のように改める。

(試験の場所)

第十五条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所において行なう。

免 許 の 種 類	場 所
普通自動車免許、自動二輪車免許、軽自動車免許及び普通自動車第二種免許	鳥取市安長 鳥取自動車学校
大型自動車免許、普通自動車免許、自動二輪車免許、軽自動車免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許	倉吉市岡田 鳥取県自動車学校
普通自動車免許、自動二輪車免許、軽自動車免許	米子市旗ヶ崎

許及び普通自動車第二種免許

米子自動車学校

大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、牽引免許、大型特殊自動車第二種免許及び牽引第二種免許

そのつど公安委員会が指定する場所

第十六条中「令第三十四条第二号の指定」を「令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定による指定」に改める。

第十八条第二項中「令第三十七条第五号」を「令第三十七条第八号」に改める。

第二十一条第一項を次のように改める。

法第百三条第八項（法第九十条第六項又は第百七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による申し出は、別記様式第十一号の申出書により行なわなければならない。

第二十三条を次のように改める。

(雇用者に対する通知)

第二十三条 法第百八条の規定による通知は、監督行政庁に対するものにあつては別記様式第十二号の二による通知書により、雇用者に対するものにあつては別記様式第十二号の三による通知書により行なうものとする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。  
別記様式第一号

緊急自動車指定申請書			
道路維持作業用自動車			
年		月	
日			
鳥取県公安委員会 殿			
申請者 住所又は所在地 氏名又は名称			
⑩			
使用の目的			
申請高	種別	車名・年式	登録番号
緊急自動車又は道路維持作業用自動車としての装備の状況			

別記様式第二号

指定番号			
緊急自動車指定書	道路維持作業用自動車		
年	月		日
鳥取県公安委員会 殿			
下記のとおり 緊急自動車として指定する。			
使用者	住所又は所在地		
氏名又は名称			
申請高	種別	車名・年式	登録番号
使用の目的			

備考

- この指定書は、緊急自動車又は道路維持作業用自動車に常に備え付けておくこと。
- 記載事項に変更を生じたときは、すみやかに訂正を受けること。
- この指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付の申請をすること。
- 緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなったときは、この指定書を返納すること。
- 指定書の再交付を受けた後、亡失した指定書を発見したときは、当該指定書を返納すること。

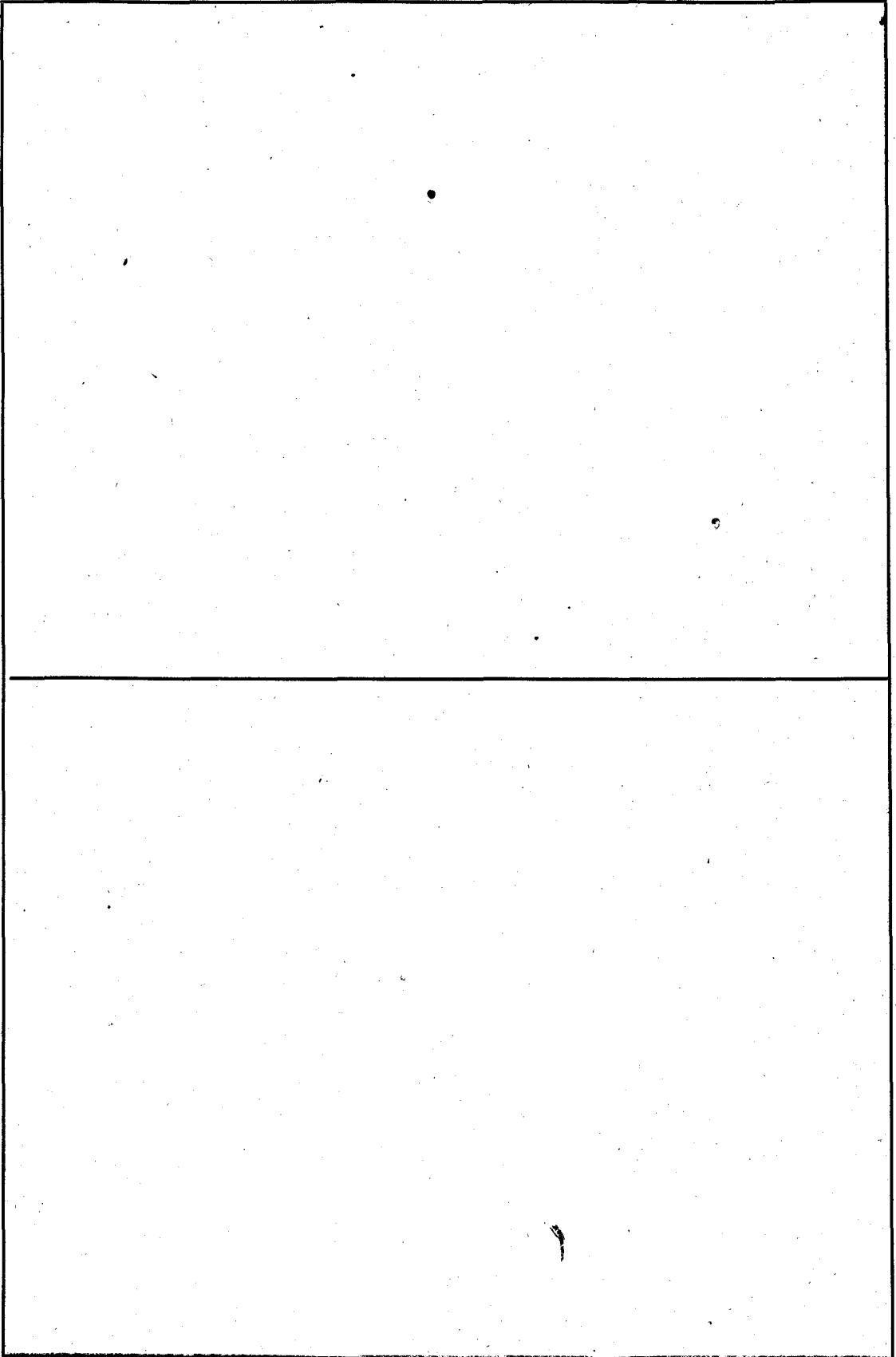
00692

(第三種郵便物認可)

昭和43年5月21日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第54号 4



別記様式第三号の次に次の六様式を加える。  
別記様式第三号の2

整理番号

安全運転管理者に関する届出書

鳥取県公安委員会 殿

住所又は所在地 年 月 日  
氏名又は名称

安全運転管理者を選任(解任)したのでお届けします。  
届出事項を変更

選任年月日 年 月 日

安全運転管理者氏名 (ふりがた) 明大郎 (歳)

資格要件  
1 実務経験 2 公安委員会の講習を終了  
3 運転管理月 4 運転月 5 公安委員会の認定

職務上の地位

安全運転管理者が運転免許をもっている場合  
免許の種類 免許年月日 免許番号 交付年月日 交付公安委員会

安全運転管理者の勤務態様  
勤務 勤務期間 勤務所名 職名  
勤務の有無 日勤 隔日 其他( )

安全運転管理者の経歴表 (年 月 日から 年 月 日まで)

使用の本拠の業務種別  
1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 卸売・小売業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他

使用の本拠における自動車台数及び運転者数  
自動車台数: 乗用(大型, 普通, 軽), 貨物(大型, 普通), 物(大型特殊, 小型特殊), 二輪(二輪, 小型特殊), 計  
運転者数: 免許種別(大, 普通, 軽), 専従, 予備

前安全運転管理者  
氏名 解任年月日 解任事由  
1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )

備考 選任の場合の届出には、次の書類を添付すること。  
1 戸籍抄本又は住民票の写し(外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受けている者にあつては、登録を受けている旨を証明する書類)  
2 履歴書  
3 運転経歴又は自動車の管理に関する経歴を証明する書類

鳥取県

別記様式第3号の3

安全運転管理者要件該当認定申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称

㊟

住所

氏名

名称

所在地

就業地

職務上の地位

実務経験  
運転管理 年 月 年 月

職務先  
勤務期間 勤務先 職名 運転期間 勤務先

職務先  
勤務期間 勤務先 職名 運転期間 勤務先

職務先  
勤務期間 勤務先 職名 運転期間 勤務先

職務先  
勤務期間 勤務先 職名 運転期間 勤務先

職務先  
勤務期間 勤務先 職名 運転期間 勤務先

別記様式第3号の4

安全運転管理者要件該当認定通知書

年 月 日

殿

鳥取県公安委員会 ㊟

あなたは、道路交通法施行規則第9条の3第2号に規定する安全運転管理者の要件に該当する者と認定します。

名称

所在地

就業地

職務上の地位

職務先

別記様式第3号の5

安全運転管理者要件該当不認定通知書

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

殿

あなたは、下記の理由により道路交通法施行規則第9条の3第2号に規定する安全運転管理者の要件に該当する者と認定できませんので、了承ください。

記

別記様式第3号の6

安全運転管理者解任命令書

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

殿

道路交通法第74条の2第3項の規定により、下記のとおり安全運転管理者の解任を命ずる。

解任すべき安全運転管理者	勤務先	
	氏名 生年月日	
解任を命ずる理由		

別記様式第3号の7

車両等の運行を管理する者の義務違反に関する通知書

殿

年 月 日

鳥取県公安委員会 関

下記の車両等の運行を直接管理する者が、下記のとおり道路交通法第75条第 項の規定に違反したと認められるので、同法同条第5項の規定により通知します。

雇 用 者	住所	又 は 地	
	所在	又 は 地	
車両等の運行を直接管理する者	氏名	又 は 氏 名	
	職務	上 の 位	
違 反 日 時	氏 名	生年月日	
	時		
違 反 場 所			
違 反 事 実 要 約			

別記様式第11号

原記様式第11号のちんごひる。

収入証紙  
はりつけ欄

講 習 申 出 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

住 所  
氏 名

道路交通法  
第103条第8項  
第90条第6項において準用する第103条  
第8項  
第107条の5第2項において準用する第103条第8項  
の規定による講習  
を受けることを申し出ます。

処分通知書番号

免許の効力の停止 (免許の保留、自動車等の運転禁止) の期間

年 月 日から ( 日間)  
年 月 日まで



別記様式第十二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第12号の2

通 知 書		年 月 日	殿
			鳥取県公安委員会 函
<p>下記の運転者が、その雇用者の業務に関し、下記のとおり に違反したと認められるので、道路交通法第108条の規定 により通知します。</p>			
雇 用 者	住所又は 所在地		
	氏名又は 名称		
運 転 者	住 所		
	氏 名	生年月日	
違 反 日 時			
違 反 場 所			
違 反 事 実 の 概 要			

別記様式第12号の3

通 知 書		年 月 日	殿
			鳥取県公安委員会 函
<p>下記の転運者が、あなたの業務に関し、下記のとおり に違反したと認められるので、道路交通法第108条の 規定により通知します。</p>			
運 転 者	住 所		
	氏 名	生年月日	
違 反 日 時			
違 反 場 所			
違 反 事 実 の 概 要			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。